

高島市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年6月7日

高島市監査委員 多胡 豊章  
高島市監査委員 早川 康生

## 財政援助団体等の監査結果に関する報告書

### 第1 監査の対象団体

名 称 結いの里・椋川  
代 表 者 会長 井上 四郎太夫  
所 在 地 高島市今津町椋川286番地  
所管部局 市民生活部市民協働課

### 第2 監査期間

令和4年4月4日から令和4年6月7日まで

### 第3 監査の範囲

監査対象団体が、令和3年度において執行した指定管理料に係る出納その他関連した事務

### 第4 監査の主な着眼点

#### 1 公の施設の指定管理者監査

##### (1) 所管部局関係

- ・ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ・ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。
- ・ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

##### (2) 指定管理者関係

- ・ 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- ・ 利用促進のための努力はなされているか。
- ・ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業と会計区分は明確になっているか。
- ・ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- ・ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規定は、整備されているか。

## 第5 監査の方法

指定管理施設の管理運営業務に係る出納その他出納に関連した事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、着眼点に基づき監査を実施するため、事前に関係書類の提出を求め、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、監査対象団体の指定管理施設に出向き、監査対象団体職員および所管部局職員から説明を聴取して実施した。

## 第6 法人の概要

### 1 事業の目的（団体規約より）

本会は、椋川のむらの景観、自然生態と伝統的な技術や暮らしの保全と伝承を行い、都市住民に行き来してもらいながら、むらの豊かさやぬくもりが伝わる交流活動を行い、それらを通じて椋川の活性化につなげることを目的とする。

### 2 組織（「結いの里・椋川」役員一覧より）

役員 10人（会長1人、副会長2人、理事4人、監事1人、事務局2人）  
相談役 2人

### 3 会員等 会員は正会員と賛助会員とする。

(1) 正会員 椋川区費を払っている者。本会の目的に賛同して入会する者。

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、正会員に準じる者。

(3) 会員数 35人（令和3年度）

### 4 事業の概要（団体規約より）

(1) 椋川の古民家の保全とその活用

(2) むらの景観、自然、生態系と伝統的な技術や暮らしの維持・再生

(3) 都市住民と子どもを対象とした農村体験プログラムの企画と実施

(4) 自立を目指したむらづくりの研究

(5) 都市と農村との交流ネットワークづくり

(6) 冬期間の除雪

(7) 人員の送迎

(8) その他、目的を達成するために必要な事業

### 5 その他

(1) 令和2年度ふるさとづくり大賞受賞

## 第7 指定管理の概要

### 1 施設の概要

経緯 指定管理施設となっている木造茅葺平屋建の農家住宅は、明治14年に建築され、地元の方が長年居住されてきたものであるが、平成20年に建物が高島市に寄贈されたことから、高島市が都市住民との交流の拠点として建築当時に近い形に修復再現し、民俗学的文化施設（入母屋造茅葺平入の

大浦型農家)として整備・保存された。

平成21年4月には、高島市都市農村交流施設として、名称を「おっきん椋川交流館」と称し、その後、指定管理団体へ委託され、地域住民が中心となって運営され、わら細工などの田舎暮らしが体験できる場となっている。平成23年7月には、国の登録有形文化財(建造物)に登録され、市内外から多くの来訪者があり、交流の場となっている。

名 称 高島市都市農村交流施設 おっきん椋川交流館  
目 的 都市と農村との交流等を促進し、もって農村地域の活性化を図ること。  
所 在 地 高島市今津町椋川286番地  
施設の規模 木造茅葺平屋建 床面積 158.67㎡  
施設の内容 都市農村交流施設  
指定管理者制度導入 平成21年7月1日  
現指定管理期間 令和元年4月1日から令和6年3月31日まで  
指定管理料 令和元年度： 1,690,000円/年  
令和2年度： 1,693,000円/年(3,000円増額)  
令和3年度： 1,693,000円/年  
募集方法 非公募

## 2 施設の業務

- (1) 高島市都市農村交流施設の設置および管理に関する条例 第3条
  - ① 都市との交流活動に関する業務。
  - ② 交流施設の設置の目的を達成するために必要な業務。
- (2) 高島市都市農村交流施設の設置および管理に関する条例 第10条
  - ① 第3条各号に掲げる業務
  - ② 交流施設の施設および設備の維持管理に関する業務
  - ③ 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- (3) 高島市都市農村交流施設おっきん椋川交流館の管理運営に関する基本協定書 第7条
  - ① 施設の運営に関する業務
  - ② 施設および設備の維持管理に関する業務
  - ③ その他の施設の設置目的を達成するために必要な業務
  - ④ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

## 3 指定管理業務に従事する者の状況(「結いの里・椋川 組織図」より)

指定管理 1人(事務局職員会計担当)  
自主事業 1人(正会員より)

## 4 施設の運営状況

- (1) 開館時間等(高島市都市農村交流施設の設置および管理に関する条例より)
  - ① 開館時間 午前9時から午後5時まで  
休館日 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第

178号)に規定する休日(以下「休日」という。)にあたる時は、その翌日以後の最初の休日でない日)

12月29日から翌年の1月3日までの日

ただし、平成31年3月22日付けで、指定管理団体より、休館日の変更承認申請書の提出があり、同年3月29日付け高市協第181号をもって、休館日を水曜日とする変更が承認されている。

(2) 利用者数の推移

参加人数：延数

	イベント事業 ※1		会議等		視察関係	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
令和元年度	33	1,086	17	49	36	135
令和2年度	18	280	9	49	23	124
令和3年度	17	499	12	65	17	42

※1 一部自主事業の参加者の利用を含む

(3) 施設利用料収入の推移

単位：円

	延利用団体数	施設利用料収入
令和元年度	23	24,800
令和2年度	14	11,000
令和3年度	14	11,600

(4) 自主事業実施状況の推移

参加人数：延数

	事業数	参加人数		
		合計	おっきん棕川交流事業	おっきん棕川交流事業以外
令和元年度	14	1,420	1,100	320
令和2年度	7	174	40	134
令和3年度	5	304	250	54

(5) 自主事業の実施状況(令和3年度実績より)

- ① 中学校受入れ(名古屋市) 延べ参加人数 9人
- ② 外国人モニターツアー 延べ参加人数 5人
- ③ 中学校受入れ(神戸市) 延べ参加人数 15人
- ④ おっきん棕川交流事業 延べ参加人数 250人(実行委員会体制)
- ⑤ 山里セミナー 延べ参加人数 25人

第8 団体に対して支出した指定管理料

- 1 令和3年度に、市が団体に対して交付した指定管理料は次のとおりである。

年 度	指定管理料(円)	支出済額(円)	支出年月日
令和3年度	1,693,000	423,250	R3. 4.30
		423,250	R3. 7.15
		423,250	R3. 10.20
		423,250	R4. 1.20

## 2 団体に対する指定管理料支出の根拠

- ・ 地方自治法第244条の2第3項
- ・ 高島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ・ 高島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- ・ 高島市都市農村交流施設の設置および管理に関する条例

## 第9 監査の実施日

令和4年5月31日

## 第10 監査の結果

監査の結果、指定管理料に係る出納その他出納に関連した事務について、以下の事項を除き、概ね適正に行われているものと認められた。以下の指摘事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。なお、指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

### ○指定管理所管部局関係

#### 1. 指定管理業務における評価事務と事業計画書等の承認事務について

基本協定書第21条では、毎年度10月末までに、指定管理団体から次年度の施設事業計画書等の提出を受け、その承認を行うこととされている。また、基本協定書第26条では、毎年度終了後、指定管理団体から前年度の年度事業報告書等の提出を受け、評価を行うこととされている。指定管理者制度研修会資料では、次年度の施設事業計画書等の承認事務は、定例会議を経て10月末に行うこととなっており、前年度の年度事業報告書等の評価事務は、定例会議を経て6月末に評価を行うこととなっているが、改善傾向にはあるものの、運用スケジュールに準拠した事務にはなっていない。

これらの、評価事務や承認事務の遅れは、定例会議や大規模修繕等の予算確保等に向けた重要な時期との連携に支障が生ずるので、所管部局においては、スケジュール管理を行い、基本協定書および指定管理者制度研修会資料に沿った事務の執行となるよう引き続き努められたい。

#### 2. 指定管理業務における提出書類等の内容確認と指導の徹底について

基本協定書第23条では、前年度の年度事業報告書等における報告すべき事項が示されているが、施設の維持管理の状況などの報告や業務における課題の分析、自己評価などの報告がなされておらず、基本協定書第24条による利用者アンケート等による満足度の調査や運営にかかる評価や課題を分析した結果が報告されていなかった。

また、年度事業報告書の提出を受けて実施した、評価事務では、その講評において「利用者ニーズを把握し、利用者数の増加に努めてください。」とされているが、その内容において、具体的に報告された記録もなく、例年、同じ講評にとどまっている。

さらに、業務仕様書では、緊急時の対策として、防災、防犯、事故等の予防のため、あ

あらかじめ具体的な予防計画を作成し、防災等への体制整備のため、緊急時の対応マニュアルや緊急連絡網の整備が必要となっているが、整備がなされていない。

これらのことは、基本協定書や業務仕様書に沿って施設の管理運営が適正に行われているかについての、指定管理所管部局における点検等が十分とは言えないことから、今後は、提出書類などの確認体制を強化するとともに、報告内容と指定管理団体の運用状況を実地に確認するなど、基本協定書および業務仕様書に沿った運用となるよう、指導の徹底を図られたい。

## ○指定管理団体関係

### 1. 指定管理業務における報告内容の徹底について

基本協定書第23条では、前年度の年度事業報告書等における報告すべき事項が示されているが、施設の維持管理の状況などの報告や業務における課題の分析、自己評価などの報告がなされておらず、基本協定書第24条による利用者アンケート等による満足度の調査や運営にかかる評価ならびに課題を分析した結果が報告されていなかった。

また、業務仕様書では、緊急時の備えとして、防災、防犯、事故等の予防のため、あらかじめ具体的な予防計画を作成し、防災等の体制を整備することとなっており、緊急時の対応マニュアルや緊急連絡網の整備が必要となっているが、整備がなされていない。

今後は、基本協定書および業務仕様書に基づく適正な報告および運用となるよう、徹底されたい。